

『江帥集』後半部に関する二二三の考察

— 『大弐集』作者と匡房、「三位殿」と匡房 —

A Study on the Latter Half of *Gonnosochishu*:

The Author of *Dainishu* and Masafusa, Sanmidono and Masafusa

高野瀬 恵子

TAKANOSE Keiko

『江帥集』は、平安後期、後三条・白河・堀河の三代にわたって活躍した儒者大江匡房の家集である。伝本は、冷泉家時雨亭文庫蔵本^①とその書写本である書陵部蔵本のみ。匡房の家集としては、他に有吉保氏蔵『匡房集』と京都府立総合資料館蔵『匡房卿家集』の二本があるが、この二つはいずれも江戸期成立の他撰で、勅撰集、私撰集、類題集等から匡房歌を抽出して成立した集である。これに対して『江帥集』は源泉的家集であり、現存する集は自撰によるものに他撰らしい部分を加えて成立したと見られる。儒者官僚として大江氏中最高位に昇っただけでなく、『洛陽田楽記』『続本朝往生伝』『江家次第』等の多数の著作でも知られる匡房は、また源経信と並ぶ和漢兼作の大家として知られたが、その歌人としての活動を具体的に知る資料として『江帥集』は貴重である。ここではその後半部の内容について考察したことの幾つかを報告する。

一、後半部に登場する女房歌人たち

『江帥集』は、全五二三首。有吉保氏^③及び竹下豊氏^④等の研究により、前半部(三三四番まで)は、春・夏・秋・冬・釈教・慶賀・羈旅・離別・哀傷・恋・雑に整然と分類、配列されていることが知られている。また、この前半部の末尾には、白河天皇大嘗会和歌(三一九～三四六番)と堀河天皇大嘗会和歌(三四七～三七四番)が置かれている。そして、後半部は、「筑紫にて、さ月まであめふらぬに」の詞書を持つ三七五番から始まり、折々の詠、歌合の歌、代詠の歌、贈答等が続く。詞書に見える人名には、「左京大夫」(四四四番。源顕仲)、^⑤「左○門のすけ」(四八五番。藤原基俊)等、男性も見えるが、女性の名と見られるもののほうが多い。それらを整理すると、以下

の通りである。本文引用は冷泉家時雨亭文庫蔵本によるが、適宜読点を施し、一部の仮名に漢字を当て、踊り字を仮名に直した。

①周防内侍：生没年未詳。平棟仲女、仲子。正五位下掌侍。後冷泉・後三条・白河・堀河の四代に仕えたとされる。寛治八（一〇九四）年八月の「高陽院七番歌合」、康和四（一一〇二）年五月の「堀河院艶書合」等に出詠。『後拾遺集』以下の勅撰集に十二首入集。家集『周防内侍集』がある。

【A】 周防内侍、尼になりぬと聞きて遣はしたるに、よべ亡せさ
せ給ひにきとぞいひける
かりそめの憂きよの闇を押しわけてうらやましくも出づる月か
な (四四五)

【B】 周防内侍のもとへ遣はず
逢坂をえこそ忘れね年ふれど瀬田の長橋板くづるまで(四五〇)
又内侍のもとへ
神のよの天の岩橋ならなくにいかにかすべきみとのまぐはひ
(四五二)

【A】は、周防内侍の死に関わる歌で、当然【B】よりも後の詠であろうが、この後半部では、四四四番歌から【A】を含めた四四九番歌までが人の死に関わる歌が並ぶ形になっており（四四六番からの四首は【F】として後掲）、そのためにこの順に並べられたものである。【A】は周防内侍の死去に関わる唯一の資料となっており、

匡房は天永二（一一一一）年十一月五日に没しているから、彼女の死はそれ以前となる。また、【B】四五一番歌の「みとのまぐはひ」は、有名な『古事記』の詞であるが、和歌における用例は院政期にのみ見られる。具体的には『俊頼髓脳』に一首見えるほか、同時代の藤原顕季と、やや後の藤原清輔も一首ずつ詠んでいるが、匡房の当該歌は女性に贈った歌の例であるのに対して、顕季と清輔の場合は題詠歌である。

②六条院の堀河：生没年未詳。右大臣藤原俊家女で、藤原基俊の姉妹と見られる。郁芳門院媞子内親王（白河院皇女）に仕えた女房。『康資王母集』『郁芳門院安芸集』や『行宗集』にも登場する。

【C】 六条院の堀河殿の、集作られたりけるを、ゆかしがりて、
人にかはりて
かき集むる海士の刈るてふ藻塩草いかでか歌の島は見るべき
かへし
浦人はかき集めしかど藻塩草そのもくづをば誰かたづねん
(四八一〜二)

【C】は六条院の堀河が家集を編んだことを伝える唯一の資料。彼女の兄弟の基俊は自邸で作文会や歌会を催し、匡房も作文会に参加していたことが知られる（四八五番歌）。そのような縁があるため、誰かの依頼で、堀河への問い合わせの贈答をしたものか。

③肥後：生没年未詳。肥前守藤原定成女（定成は歌人実方の孫）。

藤原実宗の妻。初め関白師実^①に仕え、師実薨去後に白河院皇女の令子内親王に仕えた。実宗が常陸介となると「常陸」と呼ばれた。「堀河院艶書合」に参加の後、「堀河百首」「永久百首」の歌人ともなり、永久四（一一一六）年八月の「雲居寺結縁経後宴歌合」まで活動が確認できる。『金葉集』以下の勅撰集に五十七首入集。家集『肥後集』があり、その成立は康和二（一一〇〇）年頃。姉妹に、六条院大進（永久百首歌人）、神祇伯源頼仲の母らがいた。

【D】

大藏卿にてありし折、常陸にきりもの当たりて、これほかに、など言ひしを、遠江にきりかへたりしかば、うれしなど言ひて

つくば山ふかくうれしと思ふかな浜名の橋に渡す心を

かへし

（四八三）

心ざし君につくばの山なれば浜名の橋に渡すとを知ら

（四八四）

この四八三番歌には作者名がないが、次の資料によって肥後と知られる。

【E】

藤原実宗ひたちの介に侍りけるととき、大藏省のつかひどもきびしくせめければ、卿匡房に言ひて侍りければ、遠江にたてかへて侍りければ、言ひつかはしける

太皇太后宮肥後

つくば山ふかくうれしと思ふかな浜名の橋に渡す心を

（詞花和歌集・雑下、三七三）

肥後は師実家の歌詠み女房の一人ではあったが、「高陽院七番歌合」の歌人には加われず、令子内親王家女房となった頃に「堀河院艶書合」で晴れの場に加えられる。その後は弘徽殿に住んだ令子内親王に従って内裏にも伺候して、堀河天皇を囲む歌人らとも親交を持ったことが、『散木奇歌集』や勅撰入集歌によって知られる。匡房とは「堀河百首」の仲間でもあり、その関係で公費負担の切り替えを頼み、匡房も依頼に応えたのであろう。

④京極の大二（大弐）

【F】

京極の大二殿のもとより、思ふ人あまたにおくれたるに、とはせ給はぬをうらみて

色わかぬ涙をさへやそぼちましとふべき人のとはぬなりせば

かへし

音せぬをあはれと思へあふ明日のはちすの上の露の身なれば

又大二のもとより

やよいかにすべきこの世ぞ見るままになき人はありある人はなし

かへし

世の中のはかなきままに数ふればなき人多くなりけるかな

（四四六〜九）

⑤京極の摂津の君（摂津殿）

【G】

京極のつの君のもとへ遣はず

人こふる思ひにたえず隠れなば谷のけぶりとなりこそはせめ
かへし

恋ひすとも誰とかいさやしら雲のうはの空なる煙なるらん

(四七〇～一)

七月七日、又、つどのへ遣はす

たなばたも逢ふ夜になりぬ白雲の天の羽衣いかで重ねむ

知らせばやまに逢ふ夜のたなばたに朝引く糸の絶えぬ思ひを

思ふことただかばかりもしら雲の天の河原に立ちわたらん

年を経てまれにあふ夜のたなばたをうらやましくも恋ひ渡る哉

ときはなる人の契りはいかにぞやわが待つさへぞ久しかりける

思ひかねもとのすみかを来て見れば心ありてもふる時雨かな

寝覚めつつ忘るる人を忘れぬはあなくをしのをわれが心や

思ひ出でよ草の枕に契りてしその言の葉にあき風ぞ吹く

思ひ出づや草の枕のうたたねに契りしことは霜枯れにけり

(四七一～四八〇)

【H】

卿の殿うせさせたまひて、三七日ばかりありて、京極のつ

どのももとよりとてあるふみを見れば

いづかたに谷の煙となりけんあはれゆくゑもなくぞかなしき

かへし、三位殿

(四九二～三)

④「京極の大式」と⑤「京極の撰津殿」の二人は、ともに「京極」
を冠して呼ばれる点が共通するが、この「京極」とは、時代から考

えて、「京極の大殿」と呼ばれた藤原師実を指すと考えられる。

【I】 宇治前太政大臣京極の家の御幸 院御製

春がすみたちかへるべき空ぞなき花のほひに心とまりて

(金葉和歌集・春、三五)

【J】

京極の家にて十種供養し侍りける時、白河院みゆきせさせ
たまひて、又の日、歌奉らせ給ひけるによみ侍りける

京極前太政大臣

さくら花おほくの春にあひぬれど昨日けふをやためしにはせん

(千載和歌集・春上、五〇)

従って、まずは師実家女房とも考えられるが、森本元子氏がつとに
「京極の撰津殿」を令子内親王家女房であろうとの見解を示してい
る。但し森本氏の論は、【F】中の「大二」の「二」の字が、当時
唯一の『江帥集』写本であった書陵部本においては「こ」とも読め
る字形であったことから、「大二」は「ひこ」の誤写である可能性
を指摘して、撰津と肥後ならば令子内親王家女房であろうと考えた
ものであった。しかし親本である冷泉家本では「大二」としか読め
ないので、これは肥後ではなく「大式」と考えるべきである。しか
しこの時代に活躍していた令子家女房の歌人の一人に、大式もいる。
結果的に、森本氏の指摘どおり「京極の撰津殿」及び「京極の大式」
は、ともに令子家女房と考えて良いと思われる。では何故令子内親
王を指して「京極」と冠したか、という問題があるが、これは『栄
花物語』の記述や『後一条師通記』『殿曆』における記事類から見

内親王が師実夫妻によって養育された人であり、撰闕家にとつては養女的な存在でもあったことに起因すると考えられる。以上の判断を踏まえて④「撰津」と⑤「大式」について改めて示しておく。

④撰津：生没年未詳。陸奥守藤原実宗女。「高陽院七番歌合」を初め、「堀河院艶書合」、元永元（一一一八）年十月と同年七月の「内大臣（忠通）家歌合」等に参加。『金葉集』以下の勅撰集に十四首入集。家集『撰津集』があり、集中の最終詠は、康和二（一一〇〇）年頃。

⑤大式：生没年未詳。若狭守藤原通宗女。「後拾遺和歌集」撰者通俊の姪。同時期に「大式」と呼ばれた女房に、「内の大式」「女院（郁芳門院）の大式」「正六位上藤原朝臣宗子大式」と複数いるが、それらとは別人（姉妹）と思われる。『金葉集』以下の勅撰集に十七首入集。家集『大式集』があり、その成立は長治二（一一〇五）年春頃か。また、同集によれば『後拾遺集』編纂に協力していたと推察される。

この二人のうち、撰津は齋院令子内親王家を代表する形で「高陽院七番歌合」の歌人になっているが、匡房もこの歌合の歌人であった。【G】の一連の恋歌は、匡房が本気で撰津に恋歌を送ったとも、歌人同士の遊びとも、令子家における何かの催し関連の詠作とも、可能性としては様々に考えられる。ただ【H】の贈答では、【G】の一首め（四七〇番）の匡房詠の詞「谷のけぶり」が踏まえられているのが注目される。

⑥鶯うぐいすといふ女房：未詳。

【K】 鶯といふ女房の、菰こものこ奉りたりしに、
つこの国の難波の浦の菰のこはこやうぐいすのみにはあるらん
(四三三)

この「鶯」なる女房については、ここに一度名が見えるのみで、出自の手がかりも無い。私家集では、人の名を示して「といふ」を付ける時は、その人物があまり親しくない人物か、又は身分的に差がある場合である。歌は、鶯という名の女房が、真菰の茎につく実でお菌黒の原料になる「こもつ」の（菰角）を献上した折、その「菰のこ」と、『古今集』の鶯を詠み込んだ物名歌「心から花のしづくにそほちつうくひずとのみ鳥のなくらむ」（四二二番）とを絡めて詠んだものである。「奉りし」とある献上の相手は、特に明示されないところから判断すると、匡房か。匡房ならば、「奉りし」は、【F】中の「とはせ給はぬ」と同様に、匡房に対して敬意が示された表現となっている。

⑦三位殿：この人物は【H】を含め三箇所に登場するが、後の章で詳述する。

このように、女性名を整理してみると、後述する「三位殿」も含めて、みな堀河天皇の時代に活躍した人物であると言える。すなわち、他撰的に補足された後半部は、最末尾の鳥羽天皇大嘗会和歌と共に、堀河天皇時代、それもその後半期以降の歌が主であると見て

よいのではないか。すなわち、匡房自身によって前半部が編まれた後の詠歌資料を、彼の死後に身近な誰かが補足したものが後半部であると思われる。前述したように、男性の名は女性名よりも登場が少ないが、その少ない人物名(源頭伸・藤原基俊ら)から見ても、この推測には問題がない。また、周防内侍や六条院の堀河らに関する貴重な資料となる内容が含まれている事などでも、注目すべき点の多い家集であると言つてよい。

二、大式と匡房

次に、前章で取り上げた【F】の内容に注目し、そこからこの集で「京極の大式」と呼ばれる『大式集』作者の、伝記に関する事項を補うことができるのではないかとこのことを論じたい。

【F】 京極の大二殿のもとより、思ふ人あまたにおくれたるに、

とはせ給はぬをうらみて

色わかぬ涙をさへやそぼましとふべき人のとはぬなりせば

かへし

音せぬをあはれと思へあふ明日のはちすの露の身なれば

又大二のもとより

やよいかにすべきこの世ぞ見るままになき人はありある人はな
し

かへし

世の中のはかなきままに数ふればなき人多くなりけるかな

(四四六〜九)

最初の歌(四四六番)では、大式が愛する人々に死別して、匡房が弔問の歌を贈らなかつたことへの恨みを言い送つて来ているのであり、匡房を「とふべき人」、懇ろな弔問をしてくれて当然の人と言う。これに対して匡房は、自分ももはや明日をも知れぬような老人だから、弔問しなかつたことを「あはれ」と思つてほしい、と答えた。この心細い返歌を承けて大式は、どうしたら良いのかと一層の嘆きを再び言い送る。この遣り取りからは、かなり親しい間柄で、匡房が大式の複数の「思ふ人」をよく知つていゝという関係ではないかと思われる。そこで、以前にこの大式について論じた折に触れたものの、深い検討には至らなかつた大式の結婚相手に係わる問題を、この贈答歌と絡めて再検討できるのではないかと考えた。

これも森本元子氏がつとに指摘していることだが、『尊卑分脈』には高名な信西入道と藤原通憲の母に関する注記の一つに「或説云、通宗女前斎院女房」と見えるが、森本氏はこれを父親の実兼の母に関する注記が、誤つて通憲のほうに混入したものと推測している。時代的に見て、首肯できる推測である。

実兼は、藤原南家貞嗣の流、大学頭季綱の子で、同母兄に伊通(『分脈』に「母若狭守通宗女」との注、実兼にも「母同伊通」と注)がいる(後掲の系図1参照)。実兼は若くして文章生方略試に及第し、鳥羽天皇の東宮時代からの近臣であつて、『江談抄』の筆録者として知られる人物だが、匡房が薨じた翌年の九月に二十六歳で急逝した。従つて、森本氏の推測に拠つて考えると、藤原季綱の妻が「若狭守通宗女、前斎院女房」となり、二人の間に伊通、実兼の二子を

産んだことになる。若狭守通宗は藤原北家実頼の流、『後拾遺集』撰者通俊の兄で、数人の娘たちがいたが、そのうち「前斎院女房」にあたるのが『大式集』作者、つまりこの集の「京極の大式」である（後掲系図2参照）。前稿はここまでを指摘したのみであったが、ここでは更に踏み込んで考察を続ける。

斎院女房であった通宗女を妻とした季綱は、『殿上詩合』『本朝無題詩』等に二十余首を遺した詩人で、『季綱切韻』『季綱往来』（ともに散逸、逸文あり）の編著もあり、『檢非違使庁日記』十一巻をも撰述したとされる。匡房とは儒者仲間としての交流があったと想像されるが、承徳三（康和元）（一〇九九）年以後、康和四（一一〇二）年以前に没した。また、大式の叔父の通俊も、承徳三（康和元）年八月に没している。更にこの時期は撰関家でも不幸が相次ぎ、承徳三年六月に関白師通が、康和三（一一〇一）二月には師実が薨じていた。「京極の大式」が通宗女で、令子内親王家女房、そして季綱の妻でもあったと推測するなら、彼女が「思ふ人あまたにおくれ」というのは、叔父、主人令子の養父師実、関白師通、夫と、三々四年のうちに次々に死別した状況を指すと考えられないだろうか。そう考えると、大式が匡房に懇ろに弔問してくれるものと同期待したのも頷けるのではないか。この解釈は、推論に推論を重ねてはいるが、『江帥集』の歌を読むところも考えられるのである。

三、「三位殿」は藤原家子か

1で詳細を後回しにした「三位殿」は、集には以下の三箇所が登場する。読解の都合上、既出の【H】部分をも含めた形で示す。

【L】 師走のつごもりに、雪のかきくらし降るに、三位殿に

白雪は今日ふるとしの果てなれば明日の春をも知らぬなりけり
(四一一)

【M】 卿の殿うせさせたまひて、三七日ばかりありて、京極のつ

どのもとよりとてある文を見れば
いづかたに谷の煙となりけんあはれゆくゑもなくぞ悲しき

かへし、三位殿

君がためふかき心をいひ置きし谷の煙となくなくぞ見し

その年の師走のつごもりの日、をこじの聖のもとより

いにしへの袂の露も乾かぬに添ふる涙を思ひこそやれ

かへし、三位殿

思ひやれ乾くよもなきわが袖の添ふる涙に朽ち果てぬべし

(四九二～四九五)

この「三位殿」については、男性の可能性も含めて様々に考えた。しかし、【M】冒頭の「卿の殿」が、その歌の内容と、後述する理由により、匡房を指すのではないかと思われたことから、「三位殿」は匡房の身内の女性であろうと考え、漢文系の研究者による匡房の伝記を調査したところ、次のような叙述を見出した。（以下、引用

中の傍線部は私意による。)

【N】

イ 彼はまた撰津国長町庄内西倉村に領地を持つていて、匡房卿室従三位家子というものに相伝させていることが京大所蔵『地藏院文書』に見えるという。

ロ 『尊卑分脈』には見えないが、『中右記』永久二年一月条に出雲守家保というものが、匡房の養子である旨の裏書がある。はじめ備後守であったが出雲に遷任した。しかし備後の公文が未済であるにもかかわらず、出雲に任じたのは官の失態である旨注している。藤原氏の出自である。

(川口久雄『大江匡房』¹⁸⁾)

【O】

…そして、堀河院の乳母藤原家子(生年未詳)一一一七年)と接近して、彼女と藤原家範の息子家保を養子にし、院との個人的な結び付きにも気を配っている。

(磯水絵『大江匡房―碩学の文人官僚―』¹⁹⁾)

これらによれば、匡房は堀河天皇乳母の一人であった藤原家子と結婚し、彼女の前夫との間の子家保を養子としたという。但し、川口久雄氏が【N】イに言う京大所蔵『地藏院文書』中の家子関連の資料は、今のところまだ確認できない。一方【N】ロの『中右記』記事のほうは確認できる。

【P】「出雲前司家保治国叙従四位上、後聞、件人者任備後、其任間

遷任出雲、秩滿之後濟出雲公文功過定了、官注入功過次第進上殿下、仍叙一階了、前任備後公文未濟、治国恩甚奇恠之事也、官頗失也、凡定前任功過後任功過定事也、是故匡房卿依為養子不任次第彼卿先令濟出雲公文了云々、世間沙汰出来被問官之處、大夫史盛伸大夫之由陳申云々、甚不便歟²⁰⁾

【O】で磯水絵氏が、匡房と家子の関係を「結婚」と表現しないのは、或いは【N】イに述べる資料が明確でない事もあるのだろうか。

家子は、藤原北家、関白道隆の孫にあたる常陸介家房(隆家の子)の女で、初め同じ道隆流の家範(隆家の曾孫にあたる)に嫁し、基隆と家保を産んだ(後掲系図3)。『尊卑分脈』によれば、夫の家範は、安芸、和泉等の権守や、右少将、大膳大夫を勤め、正四位下。保安四(一一三三)年九月に七十六歳で卒去しており、逆算すると永承三(一一〇四八)年誕生となる。家子の生誕も、概ね夫と同年(数年後か。子の基隆は堀河院の乳母子として官に恵まれ、従三位に昇った人物で、天承二(一一三二)年三月卒という『分脈』の注記から逆算すると、その誕生は承保元(一一〇七四)年。家子が堀河天皇乳母となったのは承暦三(一一〇七九)年である。家子の出仕は、生年がはっきりしない次子の家保を産んだ後である可能性がある。以下に家子に関する史料の記載のうち、主たるものを示す(原文の傍線部は割注であるものを、見やすい形に直した)。

【Q】

「中宮御産皇子…家範妻女參御乳母…」

(『為房卿記』承暦三年七月九日)

「…今夜有女叙位、左府被候執筆、御乳母常陸典侍以下掌侍

等加級如例云々」(『中右記』寛治八)

(一〇九四)年正月十三日

「…仍有女叙位、執筆左大臣参入、御乳母典侍藤原家子叙従三位…」(『中右記』承徳二年(一〇九八)正月十二日)

「昨今之間主上御風頗宜御之由、帥三位御乳母、所被談也」

(『中右記』嘉承元(一一〇六)年九月三十日)

「素服被相分人々、…女房、御乳母三人、帥三位、伊与三位、紀伊三位：「今日帥三位、先帝御乳母也、於香隆寺供養仏経、」

(『中右記』嘉承二(一一〇七)年八月十三日)

『中右記』でたどる家子は、初め父の官から「常陸典侍」と呼ばれたように、承徳二年に従三位に叙され、嘉承の頃には「帥三位」と記される。家子の場合、祖父の隆家まで遡るか、又は父家房の兄弟にあたる経輔(家範の祖父でもある)と関係付けるならば、身内に「帥」がいるが、隆家は承徳期から五十年以上前に没しており、経輔は延久二(一〇七〇)年に出家し永保元(一〇八一)年に没している。従って「帥三位」への呼称の変化は、家子自身の事情に由来する可能性が高い。おそらくは従三位に昇った承徳二年から嘉承までの間に匡房の妻となったものであろう。

『讚岐典侍日記』では、家子は「大式三位」として、筆者と共に堀河天皇の看病に当たった様子が描写されている。

【R】かくて、七月六日より、御心地大事に重らせ給ひぬれば、……その頃しも、上臈たち、障りありてさぶらはれず。……御乳母たち、藤三位、ぬるみ心地わづらひて参らず、弁三位は、

東宮の母もおはしまさでおひたせ給へば、……ただ大式三位、われ具して三人ぞさぶらふ。(『讚岐典侍日記』より)

家子を指して、「帥三位」ではなく「大式三位」とするのは、散文における伝統的記述である。すなわち、『源氏物語』『栄花物語』等では、権帥と大式が実質的に同じ職掌であり、二つが同時に置かれる例がまれであることから、二つを厳密に区別せず、共通して「大式」若しくは「帥」と記すのである。

以上の諸資料から、『江帥集』後半部に見える「三位殿」は藤原家子と見てよいであろう。【M】の四九四番歌で「をこじの聖」(雲居寺の瞻西か)が「いにしへの袂の露も乾かぬ」と言ったのは、堀河天皇の崩御を指していると考えられる。家子は堀河天皇崩御の四年後に、今度は夫の匡房を失ったのであろう。

ここで【M】冒頭の「卿の殿」問題に戻る。【M】で贈答しているのは、前半が1章で取り上げた摂津と家子、後半が「をこじの聖」と家子であり、匡房は歌を詠んでいない。しかし匡房の家集に本人のものでない、或いは本人と関わらない歌があるのは不審である。「卿の殿」が匡房であったならば、匡房との関連はある。当人の没後の弔問歌が家集に記載されるのは、他例を見出し難い。しかし、極めて異例ではあるが、後半部が匡房没後に近い人間の手で増補されたものならば、供養の思い等から、彼と交流のあった歌人らの弔問歌と、それに対する匡房の身内の返歌が記録される可能性も皆無ではないだろう。【M】の後には、鳥羽天皇大嘗会和歌が置かれており、それを除いて考えるならば【M】は集後半部の末尾部分にあたる。『中務集』に、親の伊勢の集を天皇に献上した折、奥に中

務が歌を書き付けたという例が見えるように、歌人の死後に身内が家集末尾に歌を書き付けることはあった。『経信集』の一本(経信Ⅱ)のように、集が身内による他撰の場合は、身内に関連した歌が末尾に並んでいることもある。ここも、匡房の遺稿を整理した後、弔問の贈答歌を置いたのではないかと想像する。そして更にその後、大嘗会和歌を置く配列は、匡房自身によつて編纂されたと思われる前半部の形式に倣ったものと考えられる。

実は「卿の殿」の用例は、同時代の他集にも一つ見える。それは『散木奇歌集』で、俊頼が父の経信を指して使用している。

【S】 河内の守経国、かの国に面白き所ありと申ししかば、卿の殿しのびておはしましたるに、天の河といふ所にて、在五

中将が棚機つ女にと詠める所なり、とて船をとどめて、河のほとりにおりて遊ばせ給ひけるに、かはらけとりて、おのおの歌詠み侍りけるに、詠める

千鳥なく天の河辺に立つ霧は雲とぞ見ゆる秋の夕暮れ(四五五)
(引用は冷泉家時雨亭文庫蔵本により、適宜仮名に漢字をあて、濁点・読点を付した。)

詳細は他で論じたので、結論のみを述べると、『散木奇歌集』の「卿の殿(卿殿)」は、冷泉家本から流布本に至るまで継承された呼称(用字)であり、これは経信が十三年にわたつて民部卿を勤めたことと係わると考えられる。匡房も短期間ではあつたが最終官は大藏卿であつた。それらが由来となつて、経信、匡房をそれぞれの身内が「卿の殿」と呼んだのではないかと考える。すなわち【M】の「卿の殿

うせさせたまひて」は、匡房の薨去を言う表現と考えると不自然でもなく、【F】や【K】に見られた匡房への敬意がここにも見られるのであり、他撰である後半部の詞書として一貫性があると言える。

まとめ

このように、『江帥集』後半部は、女性を中心とした登場人物らから見て、堀河天皇時代、それも後半期の歌が多いと見られる。女性たちの中には、「京極の大式」と呼ばれる人物がおり、歌の内容から考えて、匡房とはかなり親しい間柄と考えられる。この人物は、齋院令子内親王家の女房として『大式集』を遺した藤原通宗女で、おそらくは儒者の藤原季綱の妻でもあり、『江談抄』筆録者の藤原実兼を産んだ人と考えられる。この大式との贈答を含め、周防内侍が没した記事、六条院堀河の家集がかつて存在したことを示す贈答など、『江帥集』後半部には、堀河天皇時代の女流歌人の消息や伝記に係わる貴重な資料が含まれている。また、匡房への敬意を表す表現が三箇所、詞書に見られ、匡房が遺した資料を用いた他撰であろうとの先行研究の推測を裏付ける。末尾に鳥羽天皇大嘗会和歌を置くのも、後半部の編纂者が前半部に倣つたものと見られる。

更に、女性登場人物の一人、「三位殿」は堀河天皇の乳母の一人であつた藤原家子と思われ、彼女は承徳二(一〇九八)年に従三位に叙せられた後に匡房室となり、前夫との間の子の一人家保が匡房の養子となつたらしい。また、『江帥集』最末尾の大嘗会和歌の直前に見える二組の贈答は、匡房没後の弔問の贈答と解釈すべきであ

ろうが、家集に当人の死後の歌が置かれるのは異例のことである。後半部の編纂者の問題と併せて、なお考察すべき点が多くある。

今後は後半部に見える男性歌人との交流など、今回検討しなかつた歌についても読解し、考察すると共に、前半部の歌の読解と登場人物等についての考察も併せて進めて行きたい。

和歌の引用は、特に断りのない場合は『新編国歌大観』による。

注

- 1、冷泉家時雨亭叢書 第十八卷『平安私家集 五』（朝日新聞社 一九九七年）による。
- 2、山口和美「『匡房集』の成立と編纂方法」（『和歌文学研究 第九十五号』二〇〇五年十二月）、及び3の有吉保「江帥集 解題」。
- 3、有吉保「『江帥集』解題」（『私家集大成 中古Ⅱ』明治書院 一九七五年）及び「同」（『新編 私家集大成』エムワイ企画）。
- 4、竹下豊「晴の家集―堀河百首歌人の家集を中心に―」（『王朝私家集の成立と展開』一九九二年 風間書房）。
- 5、拙稿「院政期女房歌人『堀河』考」（『国文学研究資料館紀要 文学研究篇』第三四号 二〇〇八年二月）。
- 6、拙稿「令子内親王家の歌人肥後―『肥後集』以後の和歌活動―」（『和歌文学研究』第九二号 二〇〇六年六月）。
- 7、森本元子「『肥後集』の作者とその生涯」（『私家集の研究』明治書院 一九六六年）。
- 8、「中宮、五月十八日、いとやすらかに女宮を生みたまつらせたまへり。：（中略）：殿の上とりわきかしづきたてまつらせたまふ。」（巻二十九 布引の滝）（『新編日本古典文学全集』『栄花物語3』五〇〇頁）、「一院の姫宮、殿におはします、齋院にゐさせたまひぬ。いと華やかにめでたき御有様なり。」（巻四十 紫野）（『前掲書』五二七頁）など。
- 9、佐藤裕子「齋院撰津―撰津集を中心に―」（『中古文学論攷』3号 一九八二年十月）。
- 10、拙稿「『大式集作者の宮仕え』―諸説整理と私見―」（『都留文科大学』『国文学論考』第四七号 二〇一一年三月）。
- 11、塚谷多貴子「皇后宮令子歌壇論―金葉集期の女流歌壇―」（北海道大学『国語国文研究』五二号 一九七四年十一月）の注。
- 12、森本元子「『大式集』とその作者」（7に同じ『私家集の研究』）
- 13、拙稿「『讚岐典侍日記』の「常陸殿」―「典侍藤原房子」説の問題点と「歌人肥後」説の可能性―」（『国文目白』第四十九号 二〇一〇年二月）の2章。
- 14、10に同じ。
- 15、7に同じ。
- 16、萩谷朴「二二五 応徳三年三月十九日 故若狭守通宗女子達歌合」（『平安朝歌合大成 五』同朋舎 一九七九年）に詳しい。
- 17、季綱の死亡については、『平安時代史事典』（角川書店 一九九四年）の「藤原季綱」の項による。
- 18、川口久雄『大江匡房』（吉川弘文館 一九六八年）イは115頁12行～116頁4行。ロは250頁11行～251頁1行。

- 19、磯水絵『大江匡房―碩学の文人官僚―』(勉誠出版 二〇一〇年) 32頁9～10行。
- 20、『中右記五』(史料大成 臨川書店) 永久二年正月五日条裏書(246頁下段最終行～247頁上段7行)。なお、これ以降の『中右記』引用も史料大成による。
- 21、『平安時代史事典』(17に同じ)の「大宰大貳・少貳」の項、『王朝文学文化歴史大事典』(笠間書院 二〇一一年)の「大宰府」の項等。また『源氏物語』『栄花物語』(ともに新編日本古典文学全集)で、該当箇所を確認している。
- 22、「経信卿家集」(『私家集大成 中古II』「経信II」)
- 23、拙稿「『散木奇歌集』の「卿の殿」をめぐる考察」(『瞿麦』二十九号 二〇一五年三月)。

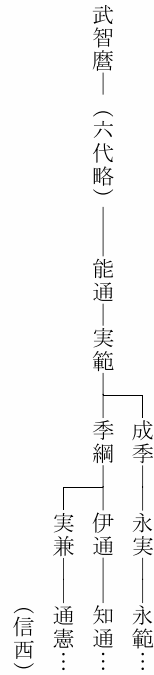
(追記)

本稿は、「平安文学の会」八月例会(二〇一四年八月三十日、於・放送大学大宮校舎)、及び「言語と文芸の会 大会」(二〇一四年十二月七日 於・明治大学駿河台校舎)における口頭発表を中心にまとめたものである。発表の席でご教示等を賜った先生方に深く感謝申し上げます。

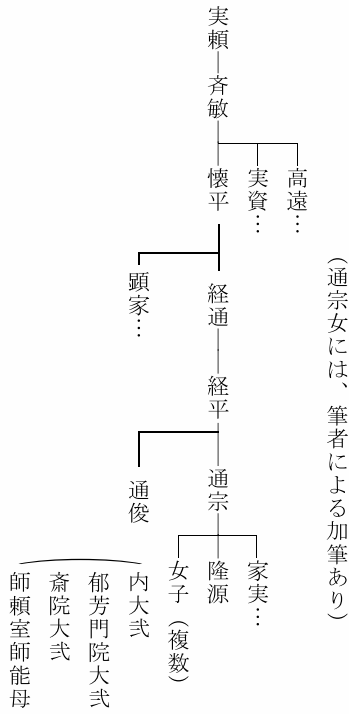
受領日 二〇一五年五月十二日

受理日 二〇一五年六月十日

系図1 【藤原南家・貞嗣卿流】

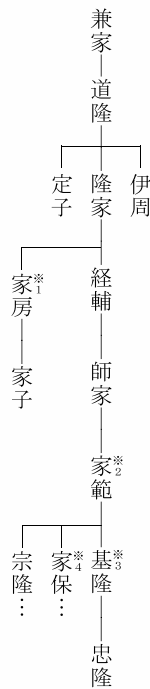


系図2 【藤原北家・実頼公孫】



(通宗女には、筆者による加筆あり)

系図3 【藤原北家・道隆公孫】



※1 家房の注記「從四下／常陸介／母加賀守正光女」

※2 家範の注記「安芸遠江／和泉權守／右少將 正四下／大膳大夫／母民部卿泰憲女／保安四六廿一出／同年九十五卒七十六」

※3 基隆の注記「堀川院御乳母子／播磨／丹波備前權／本家政／伊与守／從三位／修理大夫／母常陸介家房女堀川院御乳母從三家子／天承二正十九出／同年三廿一卒五十八」

※4 家保の注記「從四上／出雲備後守／中務少輔／母同基隆／大治三四卒」